

# 「北九州市子ども読書プラン（第5次北九州市子ども読書活動推進計画）」の策定について

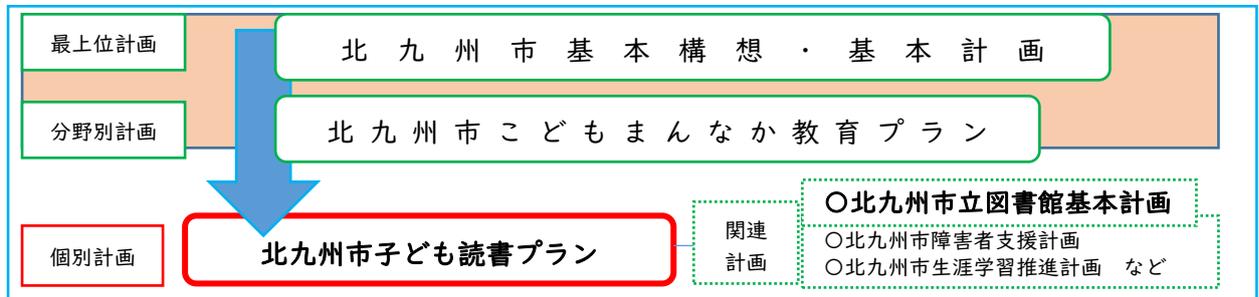
## 1 現状

平成27年7月に施行された「子ども読書活動推進条例」に基づき策定された、現行の「子ども読書プラン〈第4次子ども読書活動推進計画〉」（令和3年度～令和7年度）では、「すべての子どもが、日々の生活の中ですすんで本を手にとって読み、子ども同士や家族などと楽しく語り合う日常」を目指す姿として、3つの方向性を示し、5つの取組みの方針に基づく25の主要施策を推進している。

【資料1】現行の子ども読書プラン（概要版）

【資料2】現行の子ども読書プラン実施状況（成果指標と目標値）

## 2 位置づけ



## 3 次期「北九州市子ども読書プラン」の策定

○計画期間：令和8年度～令和10年度 【別紙参照】

○策定に当たって ・子ども読書活動推進会議での検討（5月、8月、1月）

・教育委員会会議での協議

・常任委員会への報告

・パブリックコメントの実施

【資料3】子ども読書活動推進会議での

などを経て、幅広く意見を聴取しながら策定する。

主な委員意見

【参考資料1】北九州市子ども読書活動推進条例

【参考資料2】子ども読書活動の推進に係る条例とプランの変遷

## 4 スケジュール（予定） R7年度

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月～3月
R7.5.21 第1回子ども読書活動推進会議 たたき台提示			R7.8月上旬 第2回子ども読書活動推進会議 素案提示			パブリックコメント 実施→集計分析		R8.1月上旬 第3回子ども読書活動推進会議 パブコメ結果、 最終案提示	新プラン 成案
	たたき台修正 素案検討・作成			素案修正			パブコメ反映 /最終案作成		
プラン策定について報告 R7.5.8 予定 教育委員会会議 R7.5.15 予定 常任委員会			素案協議 R7.8月下旬 教育委員会会議	素案報告 R7.9月 常任委員会				パブコメ結果、 最終案報告 R8.1月下旬 教育委員会会議	成案議決 R8.2～3月 教育委員会会議  最終案報告 R8.2月 常任委員会

子ども読書プランの主な成果

- 母子手帳の交付と合わせて絵本パック配布《配布率99%》  
→妊娠時から子どもの読書への関心を高める
- 学校図書館職員の配置の拡充《63名》  
→学校図書館の常時開館など利用しやすい学校図書館へ
- 子ども図書館がオープン《H30.12》  
→学校図書館、地区図書館と三位一体による推進体制の確立 など

子どもの読書活動の主な課題

- 【不読率】は改善しているものの、全国平均に届かない
- 【児童生徒の1か月あたりの読書冊数】が伸びていかない
- 【市立図書館の1人あたりの貸出冊数】が伸びていかない
- 子どもの読書習慣の形成には、身近にいる大人や友達の影響も大きい
- 障害者、外国人などが読書を楽しめる環境が必要

子ども読書を取り巻く環境の変化

- 学習指導要領の改訂（国語の学習が読書活動へ結びつくよう指導の実施）
- 世界的な取組みとしてのSDGs
- GIGAスクールの推進（一人1台タブレットが当たり前）
- Withコロナ など

読書の意義

- 「言葉の力をつける」「自分ができることを疑似体験できる」「知らないことを知る」「他人の考えに触れる」「自分を高める」ことができる楽しいもの
- 読解力、表現力、思考力、想像力、問題解決力など多くの「生きる力」を身に付けることに役に立つもの

全体を貫く視点

自ら本を手にする  
(自主性・主体性)

楽しさを分かちあう  
(交流)

誰もが気軽に楽しめる  
(バリアフリー、ICT)

デジタルを醸成する  
SDGsに貢献する

すべての子どもが、日々の生活の中ですすんで本を手にとって読み、子ども同士や家族などと楽しく語り合う日常

- 本との出会いを楽しみにする子ども
- 本から学び、知ることの喜びを感じる子ども
- 読書の楽しさ、大切さを知り、発信でき、生涯に渡って読書に親しもうとする子ども

ビジョン

目指す姿

ミッション

3つの方向性

読書に親しむ子どもを増やす  
(裾野を広げる)

- 《成果指標》
- 不読率
  - 読書好きな児童生徒の割合

読書の大切さを知る子どもを増やす  
(読書が大好きな子ども(コアファン)を増やす)

- 《成果指標》
- 子ども司書、ジュニアサポーター数
  - 放課後や休日等に学校図書館や地域の図書館を週1回以上利用する児童生徒の割合

子どもの読書を支える大人を増やす  
読書好きの大人・家庭を増やす

- 《成果指標》
- 読み聞かせボランティアバンクからの派遣件数
  - 読書好きな保護者・家庭の割合

アクション

主要施策

家庭における  
読書活動の推進

- ① はじめての絵本事業の推進
- ② 保護者による読み聞かせの実施
- ③ 家読(ファミリー読書)の推進
- ④ 読書の日、読書カードの実践  
(秋に北九州市子ども読書の日)
- ⑤ 電子機器、動画等を活用した読書のきっかけづくり(子ども電子図書館)

学校における  
読書活動の推進

- ① 学校図書館・学校図書館職員の利活用の促進
- ② 学校、学校図書館と市立図書館との連携強化(小学校在学中の見学、運用面での連携の検討)
- ③ 授業等を通じた読書習慣の形成
- ④ 読書を通じた交流の実施

市立図書館における  
読書活動の推進

- ① 読書の「バリアフリー」化(デジタル図書、外国籍対応など)
- ② 来館のきっかけづくり(魅力的なイベントの実施など)
- ③ 非来館型サービスの導入などの機能の充実(子ども電子図書館)
- ④ 子ども図書館と地区図書館との連携強化
- ⑤ 読書通帳機の拡充
- ⑥ 読書ボランティアなどの育成・支援
- ⑦ 主体的に読書活動に関わる子どもの育成、支援(ジュニアサポーター制度など)

地域(子育て関連施設、市民センターなど)  
における読書活動の推進

- ① 幼稚園・保育所等における読み聞かせ、貸出の推進・支援
- ② 子育て関連施設、市民センター等での読み聞かせの実施
- ③ 子育て関連施設、市民センター等と市立図書館との連携強化
- ④ 文化施設等との相互協力
- ⑤ 子どもが集まる商業・レジャー施設などとの協力の検討

読書活動の  
普及啓発の推進

- ① 子どもの読書活動への理解促進
- ② SNS等を使った情報発信、双方向性をもったやり取りの実施(ティーンズ(ヤングアダルト)層の取り込み)
- ③ 読書好きな子どもが輝く、交流・発信する場の提供
- ④ 読書好きな大人・家庭を増やす取組みの展開

## 第4次北九州市子ども読書プラン実施状況(成果指標と目標値)

## ◆方向性Ⅰ 読書に親しむこどもを増やす

【成果指標】①学校の授業以外に、普段(月～金曜日)読書を全くしない児童生徒の割合(不読率)

		R3	R4	R5	R6	R7目標
小学6年生	本市	15.3	21.2	23.8	・文科省全国調査なし	全国平均以下
	全国	24.0	26.3	24.5		
中学3年生	本市	28.7	28.5	30.1		
	全国	37.4	39.0	36.8		

単位：％

【成果指標】②読書好きな児童生徒の割合

単位：％

		R3	R4	R5	R6	R7目標
小学6年生	本市	・文科省全国調査なし	76.5	76.4	・文科省全国調査なし	95
	全国		73.1	71.8		—
中学3年生	本市		69.3	68.0		75
	全国		68.2	66.0		—

## ◆方向性Ⅱ 読書の大切さを知るこどもを増やす

【成果指標】③子ども司書、ジュニアサポーター数

単位：人

	R3	R4	R5	R6	R7目標
子ども司書	36	36	40	60	70
ジュニアサポーター	34	34	39	46	50

【成果指標】④放課後や休日等に学校図書館や地域の図書館を週1回以上利用する児童生徒の割合

単位：％

		R3	R4	R5	R6	R7目標
小学6年生	本市	・文科省全国調査なし	・文科省全国調査なし	11.0	・文科省全国調査なし	20
	全国			13.4		—
中学3年生	本市			6.9		14
	全国			7.0		—

## ◆方向性Ⅲ 子どもの読書を支える大人を増やす 読書好きの大人・家庭を増やす

【成果指標】⑤読み聞かせボランティアバンクからの派遣件数

単位：件

	R3	R4	R5	R6	R7目標
年間派遣件数	12	56	90	146	160

【成果指標】⑥読書好きな保護者・家庭の割合

単位：％

	R3	R4	R5	R6	R7目標
小・中学生を持つ保護者	74.6	77.1	75.8	77.4	75

次期「北九州市子ども読書プラン（第5次北九州市子ども読書活動推進計画）」

計画期間：令和8年度～令和10年度（3年間）

【子どもの読書活動の推進に関する国及び北九州市の動き】（H26以降）

H13.12 子どもの読書活動の推進に関する法律 施行

H14.8 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第1次）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
国	基本計画（第3次） H25～H29				基本計画（第4次） H30～R4				基本計画（第5次） R5～R9				基本計画（第6次） R10～R14				基本計画（第7次） R15～R19									
市	第2次 プラン	新・子ども読書プラン （第3次） H28～R2			第4次子ども読書プラン R3～R7				第5次子ども 読書プラン R8～R10			第6次子ども読書プラン R11～R15				第7次子ども読書プラン R16～R20										

H27.7 北九州市子ども読書活動推進条例 施行

## 令和6年度第2回子ども読書活動推進会議での主な委員意見

(令和7年2月5日開催)

**議題** 「北九州市子ども読書プラン(第4次子ども読書活動推進計画)」の取組、及び次期プランへの課題について

## 【1】子ども図書館開館以降の取組について

○ 子どもの読書活動推進に関するこれまでの成果からみる今後の課題

- ・ 読書をする率は向上しているが、図書館活用がされていない。子どもたちの探求心を掻き立てるような図書館の使い方の講座やイベントを開催すると良い。
- ・ 第3次、第4次プランにおける成果として「読書好き」や「不読率」において良好な結果が得られている一方、読書離れや図書館離れの傾向に高まりがみられる。次期プランの策定に向けて、取組内容の見直しや強化が必要である。
- ・ 本を読む子どもがどのような経緯で自身の読書経験を積んでいるのかを聴取して活かさないか。

## 【2】次期プランへ向けた意見・検討課題

- ・ 図書館を使い、本を使い楽しく学び、多種多様な人とつながり、心を豊かにすることが大切。第3の居場所としての図書館が、子どもも大人も安心してくつろげる場所という感じにするのがよい。
- ・ 乳幼児や小学生の読書は、楽しむだけでなく、乳幼児期からの様々な事柄に関する興味や関心を育てるための知る・調べる読書といった、多様な読書の視点が必要。
- ・ 読み聞かせなどは家庭で行う事が一番重要だが、北九州に住むすべての子どもの読書習慣を確立するのであれば児童・生徒の生活時間が長い学校の協力が必要である。
- ・ 幼稚園の「おのこり保育」、小学校の「学童」、「市民センターの講座」、中・高生は「自習スペース」等、それぞれの場所で本とどう関わり読書に結びつけられるのかなど、家と学校以外で多くの時間を過ごす場所のできることを考えるべき。

## 【その他】読書活動推進全般について

- ・ 小・中学生の読書推進を強化するために、最も身近にある学校図書館の活用が重要。第四次推進計画の中に、「学校貸出し図書セット」の充実が有るが、これに加えて「小・中学生が読みたい本」を加えてみてはどうか。市立図書館が近くに無い生徒が多い中、気軽に「読みたい本」「興味がある本」が自分の学校で借りられることで、より多くの生徒が読書に触れる機会を作ることになるのでは。
- ・ 幼・保別に、年1回でも司書による「図書の分類の仕方、本の選定仕方」など、研修会の開催や、難しければ連盟宛に開催案内を頂けないか。家庭的に図書館に行ったことのない乳幼児もあり、地域図書館や学校図書館に各園から連れて行ける開放日の設定が月1回でもあると利用しやすい。

○北九州市子ども読書活動推進条例

平成27年7月3日

条例第39号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 子ども読書活動推進計画(第6条—第8条)

第3章 子ども図書館(第9条・第10条)

第4章 家庭、地域及び学校の取組等(第11条—第14条)

第5章 学校図書館及び図書館の整備(第15条・第16条)

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議(第17条)

第7章 雑則(第18条・第19条)

付則

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切に、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成18年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成23年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

# 北九州市子ども読書活動推進条例

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法(昭和28年法律第185号)第6条第1項に規定する学校司書をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

### (市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## 第2章 子ども読書活動推進計画

### (子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動

# 北九州市子ども読書活動推進条例

推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項  
(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議(次条において「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。

(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

## 第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援(次条において「学校図書館支援センター事業」という。)を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発

- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

- 2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。

(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定
- (2) 学校図書館の常時開館
- (3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

- 2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書及び資料の整備

# 北九州市子ども読書活動推進条例

- (2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備
- (3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業  
(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。

- 2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

## 第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
  - (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
  - (2) 推進計画に関すること。
  - (3) この条例の見直しに関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項
- 3 推進会議は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。
- 6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第7章 雑則

(条例の見直し)

第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を

# 北九州市子ども読書活動推進条例

行うものとする。

2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第34号で平成27年8月1日から施行)

## 子ども読書活動の推進に係る条例とプランの変遷

平成27年6月 「北九州市子ども読書活動推進条例」可決(常任委員会提出議案)  
7月 公布施行

平成28年度～令和2年度

**新・北九州市子ども読書プラン《第3次北九州市子ども読書活動推進計画》** 実施

- 「豊かな心と生きる力をはぐくむ読書環境の充実と子どもが楽しく自主的に本を手にする読書習慣の形成」を基本目標に、7施策36の取組みを実施
- 平成30年12月「北九州市立子ども図書館」を開館
- 学校図書館職員を、全中学校区・特別支援学校に配置完了(63名体制へ)

<主な成果>

子ども図書館、学校図書館、地区図書館と三位一体で、子どもの読書活動推進に取り組んでいくための体制が整った。

令和3年度～令和7年度

**北九州市子ども読書プラン《第4次北九州市子ども読書活動推進計画》** 実施

- 「すべての子どもが、日々の生活の中ですすんで本を手にとって読み、子ども同士や家族などと楽しく語り合う日常」を目指す姿とし、5つの方針と25の主要施策を実施
- 令和3年 4月 子ども電子図書館 開設
- 令和3年10月 「北九州市子ども読書の日」を設定  
・以降毎年10月第4日曜日を本市独自の読書の日を設定

<主な成果>

電子図書館の導入により、読書や学習機会のさらなる確保ができた。

子ども読書の日を取組を通して、市民意識の向上や読書に取り組む機運の醸成を図ることができた。

不読率が全国平均を下回った。

令和8年度～令和10年度

**北九州市子ども読書プラン《第5次北九州市子ども読書活動推進計画》** 策定予定